

愛媛労働局発表

平成 26 年 3 月 27 日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長 須賀 哲二
主任労働衛生専門官 片山 淳一
電話：089-935-5204（内線 470）

報道関係者 各位

平成 25 年度労働衛生自主点検の結果

愛媛県内の労働者数 50 人以上の事業場を対象として平成 25 年 10～11 月に実施した通信調査（自主点検*）の結果、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる」と回答した事業場の割合は 89.1%でした。

具体的に取り組んでいる事項別では、「メンタルヘルス対策の衛生委員会等**での調査審議」、「メンタルヘルス対策の相談体制の整備」、「メンタルヘルス対策推進担当者の選任」の各事項を実施していると回答した事業場の割合は、平成 24 年 5 月に実施した同様の調査結果に比べて 13.1～14.9 ポイント増加しましたが、「心の健康づくり計画の策定」を実施していると回答した事業場数の割合は、3.2 ポイント減少しました。

「過重労働対策を衛生委員会等で調査審議している」と回答した事業場の割合は 73.7%で、平成 24 年に比べて 8.5 ポイント増加しました。

「職場の受動喫煙防止対策（全面禁煙又は喫煙室設置等の空間分煙）を実施している」と回答した事業場の割合は 92.5%でした。

1 愛媛労働局では、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間にわたる労働災害防止対策を進めるために、第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年度～29 年度）（以下「12 次防」という。）に基づく愛媛労働局の推進計画を策定し、中長期的な視点から重点的に取り組むべき対策を示しています。

この中で重点とする健康確保・職業性疾病対策については対策別に目標が定められており、このうち、メンタルヘルス対策、過重労働対策、受動喫煙防止対策については次のとおり目標を定めています。

- (1) メンタルヘルス対策：平成 29 年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上とする。
- (2) 過重労働対策：平成 29 年までに衛生委員会等において過重労働対策を審議している事業場の割合を 80%以上とする。
- (3) 受動喫煙防止対策：平成 29 年までに職場の受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合を 85%以上とする。

2 愛媛労働局では、これらの各対策に係る取組みの状況について、愛媛県内の労働者数 50 人以上の事業場を対象として平成 25 年 10～11 月に通信調査（自主点検）を実施し、別添の集計結果が得られました。その結果、上記の 3 項目に関する集計の結果（別添）は次のとおりでした。

(1) メンタルヘルス対策

「メンタルヘルス対策に取り組んでいる」と回答した事業場の割合は 89.1%でした。ただし、今回の調査対象としていない労働者数 50 人未満の小規模事業場ではメンタルヘルス対策への取組率が低く、厚生労働省が全国規模で労働者 10 人以上の事業場を対象として実施した平成 24 年労働者健康状況調査の結果においても、10～49 人の規模でメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は約 42%であることから、まだ目標達成と認められる状況には至っていないと考えられます。

具体的に取り組んでいる事項別では、「メンタルヘルス対策の衛生委員会等での調査審議」、「メンタルヘルス対策の相談体制の整備」、「メンタルヘルス対策推進担当者の選任」の各事項を実施していると回答した事業場の割合は、平成 24 年 5 月に実施した同様の調査結果に比べて 13.1～14.9 ポイント増加しましたが、「心の健康づくり計画の策定」を実施していると回答した事業場数はほとんど変わらず、その割合は、3.2 ポイント減少しました。

(2) 過重労働対策

衛生委員会等の設置義務のある労働者数 50 人以上の事業場のうち、「過重労働対策を衛生委員会等で調査審議している」と回答した事業場の割合は、73.7%で、平成 24 年に比べて 8.5 ポイント増加しましたが、目標とする 80%には達していません。

(3) 受動喫煙防止対策

「職場の受動喫煙防止対策（全面禁煙又は喫煙室設置等の空間分煙）を実施している」と回答した事業場の割合は 92.5%でした。

ただし、メンタルヘルス対策と同じように、事業場が小規模であるほど受動喫煙防止対策の取組率が低く、平成 24 年労働者健康状況調査結果においても、10～49 人の規模で受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場の割合は約 60%であることから、まだ目標達成と認められる状況には至っていないと考えられます。

3 これらの調査結果を踏まえ、愛媛労働局では、12 次防の目標達成に向けて次のように取り組めます。

(1) メンタルヘルス対策では、衛生委員会等での調査審議、相談体制の整備、推進担当者の選任等の対策においてメンタルヘルス対策の取組が着実に進んでいる一方、心の健康づくり計画を策定している事業場が増えていないなど、事業場にとって手間のかかる対策が後回しとなっていることが推測されることから、引き続き、事業場の取組を支援するメンタルヘルス対策支援事業（平成 26 年度以降は独立行政法人労働者健康福祉機構・愛媛産業保健総合支援センター（仮称）が実施する予定）を活用し、特に今回の調査対

象としていない労働者 50 人未満の小規模事業場においてもメンタルヘルス対策の取組を推進します。

- (2) 過重労働対策では、衛生委員会等で調査審議している事業場の割合は増加しているものの 12 次防推進計画の目標に至っておらず、また、愛媛県内でも脳血管疾患及び虚血性心疾患等（過労死）等事案に係る労災請求事案が後を絶っていないことから、引き続き重点的な取組を推進します。産業医・衛生管理者の選任や衛生委員会等の設置が義務付けられていない労働者 50 人未満の小規模事業場においても、定期健康診断の事後措置や長時間の時間外労働をした労働者に対する医師の面接指導等が無料で受けられる地域産業保健事業（平成 26 年度以降は愛媛産業保健総合支援センター（仮称）が実施する予定）の利用を促進します。
- (3) 職場における受動喫煙防止対策では、労働者 50 人以上の事業場に比べ、労働者 50 人未満の小規模事業場においては取組が遅れていることから、12 次防推進計画の目標達成に向け、愛媛県等関係機関と連携し、受動喫煙防止対策助成金などの支援制度を積極的に利用して職場の受動喫煙防止対策を進めるよう、周知・啓発に取り組みます。

* 自主点検：調査対象事業場に調査票を送付して所定の質問に回答を求める点では通信調査と同様ですが、自主点検では、単なる実情把握にとどまらず、事業場の取組状況を自ら点検していただき、自主的な改善を促すことを目的としており、必ずしも統計的な精度を担保するものではありません。

* * 衛生委員会等：労働安全衛生法第 18 条により、50 人以上の労働者を常時使用する事業場ごとに、労働者の健康障害を防止するための基本となる対策などを調査審議し、事業者に見解を述べさせるため、衛生委員会の設置が事業者には義務付けられています。同一事業場において同法第 17 条の安全委員会の設置義務もある場合、それぞれの設置に代えて安全衛生委員会を設置することができます。この項でいう「衛生委員会等」とは、衛生委員会又は安全衛生委員会を指します。

平成 25 年度労働衛生自主点検結果について

自主点検の実施方法等

1 実施方法

愛媛労働局管内の対象事業場に別添の「労働衛生自主点検票兼 F A X 送付票」を郵送して、F A X により自主点検票の提出を依頼した。

2 実施時期

平成 25 年 10 月～11 月

3 対象事業場

愛媛県内の労働者数 50 人以上規模の事業場：1, 252

有効回答事業場数：889（回収率 71.0%）

〔業種別回答事業場数の内訳〕

業 種	回答事業場数	構成比
製造業	238	26.8%
建設業	29	3.3%
運輸業	58	6.5%
商業	163	18.3%
保健衛生業	211	23.7%
その他	190	21.4%
合 計	889	100.0%

〔規模別回答事業場数の内訳〕

規 模	回答事業場数	構成比
50～99 人	471	53.0%
100～299 人	326	36.7%
300～499 人	64	7.2%
500 人以上	28	3.1%
合 計	889	100.0%

自主点検結果の概要

1 労働衛生管理体制

ア 衛生管理者の選任の有無

選任の有無	回答事業場数	構成比
選任している	860	96.7%
選任していない	26	2.9%
無回答	3	0.3%
合計	889	100.0%

全有効回答事業場 889 (以下、「全 889 事業場」という。)のうち 860 事業場 (構成比 96.7%) から「衛生管理者を選任している」との回答あり。50 人以上規模の事業場の法定義務であり、大部分の事業場で衛生管理者の選任がなされている。

イ 衛生委員会等の定期的開催

定期的開催	回答事業場数	構成比
開催している	818	92.0%
開催していない	67	7.5%
無回答	4	0.4%
合計	889	100.0%

【平成 24 年「メンタルヘルス対策自主点検」集計結果との比較等】

全 889 事業場のうち 818 事業場 (構成比 92.0%) から「衛生委員会等を定期的に開催している」との回答あり。50 人以上規模の事業場の法定義務であり、大部分の事業場で衛生委員会等の定期的な開催がなされている。

平成 24 年 5 月、愛媛労働局では、メンタルヘルス対策の実施状況の調査のため「メンタルヘルス対策自主点検」を実施しており、その集計結果の概要は下記のとおりである。

平成 24 年「メンタルヘルス対策自主点検」集計結果(以下、「平成 24 年調査結果」という。)では、全有効回答事業場 830 のうち 757 事業場 (構成比 91.2%) が「衛生委員会等を定期的 (月 1 回以上 or その他) している」と回答しており、今回調査

結果では、構成比で、0.8ポイント上昇している。

平成24年「メンタルヘルス対策自主点検」集計結果の概要

対象事業場 愛媛県内の50人以上規模の事業場

有効回答事業場数：830（以下、「全830事業場」という。）

主な集計結果

- ・衛生委員会等を設置している事業場数：779
- ・衛生委員会等でメンタルヘルス対策の調査審議している事業場数：509
- ・メンタルヘルス対策の相談体制が整備されている事業場数：509
- ・メンタルヘルス推進担当者を選任している事業場数：389
- ・メンタルヘルス教育研修（労働者）を実施している事業場数：362
- ・メンタルヘルス教育研修（管理監督者）を実施している事業場数：448
- ・メンタルヘルス教育研修（産業保健スタッフ）を実施している事業場数：246
- ・心の健康づくり計画を策定している事業場数：377
- ・職場復帰支援プログラムを策定している事業場数：238
- ・衛生委員会等で過重労働対策を調査審議している事業場数：541

2 メンタルヘルス対策の推進

ア メンタルヘルス対策の取組

取組の有無	回答事業場数	構成比
取り組んでいる	792	89.1%
取り組んでいない	89	10.0%
無回答	8	0.9%
合計	889	100.0%

全889事業場のうち792事業場（構成比89.1%）から、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる」との回答あり。

取り組んでいるメンタルヘルス対策の実施内訳（複数回答）は、下記ウ～クのとおりである。

イ メンタルヘルス対策の衛生委員会等での調査審議

調査審議の有無	回答事業場数	構成比
審議している	661	80.8% (74.4%)
審議していない	137	16.7% (15.4%)
無回答	20	2.4% (2.2%)
合計	818	100.0% (92.0%)

1イで「衛生委員会を定期的を開催している」と回答の818事業場(全体の92.0%) = 100.0%として集計。

また、()内の数値は、全889事業場(衛生委員会を開催していない事業場含む。)を母数とした回答事業場全体の構成比である。

【平成24年調査結果との比較等】

衛生委員会を定期的を開催している818事業場のうち661事業場(構成比80.8%)から「衛生委員会等においてメンタルヘルス対策について調査審議している」との回答あり。平成24年調査結果では、衛生委員会を設置している779事業場のうち「審議している」と回答:509事業場(構成比65.3%)であり、今回調査結果でメンタルヘルス対策を調査審議している事業場の構成比は15.5ポイント上昇している。

また、回答事業場全体の構成比で捉えると、平成24年調査結果:61.3%(全830事業場のうち509事業場)から今回調査結果:74.4%(全889事業場のうち661事業場)に13.1ポイント上昇している。

ウ メンタルヘルス対策の相談体制の整備

相談体制の整備	回答事業場数	構成比
整備されている	675	85.2% (75.9%)
整備されていない	115	14.5% (12.9%)
無回答	2	0.3% (0.2%)
合計	792	100.0% (89.1%)

2アで「メンタルヘルス対策に取り組んでいる」と回答の792事業場(全体の89.1%) = 100.0%として集計。

また、()内の数値は、全898事業場(メンタルヘルス対策を実施していない

事業場含む。)を母数とした回答事業場全体の構成比である。

以下のエ～クについて同じ。

【平成 24 年調査結果との比較等】

メンタルヘルス対策に取り組んでいる 792 事業場のうち 675 事業場（構成比 85.2%）から「相談体制が整備されている」との回答あり。

平成 24 年調査では、全 830 事業場のうち 509 事業場（構成比 61.3%）が「相談体制が整備されている」と回答しているが、今回調査結果の当該設問における回答事業場全体の構成比は 75.9%（全 889 事業場のうち 675 事業場）であり、平成 24 年調査結果に比し、14.6 ポイント上昇している。

エ メンタルヘルス推進担当者の選任

選任の有無	回答事業場数	構成比
選任している	550	69.4%（61.9%）
選任していない	236	29.8%（26.5%）
無回答	6	0.8%（0.7%）
合計	792	100.0%（89.1%）

【平成 24 年調査結果との比較等】

メンタルヘルス対策に取り組んでいる 792 事業場のうち 550 事業場（構成比 69.4%）から「メンタルヘルス推進担当者を選任している」との回答あり。

平成 24 年調査では、全 830 事業場のうち 389 事業場（構成比 46.9%）が「メンタルヘルス推進担当者を選任している」と回答しているが、今回調査結果の当該設問における回答事業場全体の構成比は 61.8%（全 889 事業場のうち 550 事業場）であり、平成 24 年調査結果に比し、14.9 ポイント増加している。

オ メンタルヘルスに関する教育研修の実施

教育研修実施の有無	回答事業場数	構成比
実施している	555	70.1%（62.4%）
実施していない	230	29.0%（25.9%）
無回答	7	0.9%（0.8%）
合計	792	100.0%（89.1%）

【平成 24 年調査結果との比較等】

メンタルヘルス対策に取り組んでいる 792 事業場のうち 555 事業場（構成比 70.1%）から「メンタルヘルスに関する教育研修を実施している」との回答あり。回答事業場全体の構成比で捉えると、62.4%（全 889 事業場のうち 555 事業場）となる。

平成 24 年調査では、労働者への教育研修の実施、管理監督者への教育研修の実施、産業保健スタッフ（衛生管理者等）への教育研修の実施の 3 項目に分類して集計しており、
 については 43.6%（全 830 事業場のうち 362 事業場）
 については 54.0%（全 830 事業場のうち 448 事業場）
 については 29.6%（全 830 事業場のうち 246 事業場）の割合の教育研修の実施率であった。

平成 24 年調査結果と単純比較はできないが、今回調査結果で、メンタルヘルスに関する教育研修を実施している事業場の割合が増加していることは明らかである。

カ 「心の健康づくり計画」の策定

策定の有無	回答事業場数	構成比
策定している	375	47.3%（42.2%）
策定していない	395	49.9%（44.4%）
無回答	22	2.8%（2.5%）
合計	792	100.0%（89.1%）

【平成 24 年調査結果との比較等】

メンタルヘルス対策に取り組んでいる 792 事業場のうち 375 事業場（構成比 47.3%）から「心の健康づくり計画を策定している」との回答あり。

平成 24 年調査では、全 830 事業場のうち 377 事業場（構成比 45.4%）が「心の健康づくり計画を策定している」と回答しているが、今回調査結果の当該設問における回答事業場全体の構成比で捉えた数値は 42.2%（全 889 事業場のうち 375 事業場）であり、平成 24 年調査結果に比し、構成比が 3.2 ポイント低下という結果となった。

キ 職場復帰支援プログラムの策定

策定の有無	回答事業場数	構成比
策定している	346	43.7% (38.9%)
策定していない	427	53.9% (48.0%)
無回答	19	2.4% (2.1%)
合計	792	100.0% (89.1%)

【平成24年調査結果との比較等】

メンタルヘルス対策に取り組んでいる792事業場のうち346事業場（構成比43.7%）から「職場復帰支援プログラムを策定している」との回答あり。

平成24年調査では、全830事業場のうち238事業場（構成比28.7%）が「職場復帰支援プログラムを策定している」と回答しているが、今回調査結果の当該設問における回答事業場全体の構成比は38.9%（全889事業場のうち346事業場）であり、平成24年調査結果に比し、10.2ポイント上昇している。

ク イ～キ以外のメンタルヘルス対策の実施

実施の有無	回答事業場数	構成比
実施している	340	42.9% (38.2%)
実施していない	431	54.4% (48.5%)
無回答	21	2.7% (2.4%)
合計	792	100.0% (89.1%)

メンタルヘルス対策に取り組んでいる792事業場のうち340事業場（構成比42.9%）から、「上記イ～キ以外のメンタルヘルス対策を実施している」との回答あり。回答事業場全体の構成比で捉えると、38.2%（全889事業場のうち340事業場）となる。

3 過重労働対策の推進

ア 過重労働対策の衛生委員会等での調査審議

調査審議の有無	回答事業場数	構成比
審議している	655	80.1% (73.7%)
審議していない	153	18.7% (17.2%)
無回答	10	1.2% (1.1%)
合計	818	100.0% (92.0%)

1イで「衛生委員会を定期的を開催している」と回答の818事業場(全体の92.0%) = 100.0%として集計。

また、()内の数値は、全889事業場(衛生委員会を開催していない事業場含む。)を母数とした回答事業場全体の構成比である。

【平成24年調査結果との比較等】

衛生委員会を定期的を開催している818事業場のうち655事業場(構成比80.1%)から「衛生委員会等において過重労働対策について調査審議している」との回答あり。平成24年調査結果では、衛生委員会を設置している779事業場のうち「審議している」と回答：541事業場(構成比69.4%)であり、今回調査結果で過重労働対策を調査審議している事業場の構成比は15.5ポイント上昇している。

また、回答事業場全体の構成比で捉えると、平成24年調査結果：65.2%(全830事業場のうち541事業場)から今回調査結果：73.7%(全889事業場のうち655事業場)に8.5ポイント上昇している。

イ 1週の労働時間が60時間を超える労働者の有無

該当労働者の有無	回答事業場数	構成比
いる	188	21.1%
いない	697	78.4%
無回答	4	0.4%
合計	889	100.0%

全889事業場のうち188事業場(構成比21.1%)から「1週の労働時間が60

時間を超える労働者がいる」との回答あり。なお、常時性については設問事項としていない。

ウ 長時間労働者の時間外労働削減の取組

取組の有無	回答事業場数	構成比
取り組んでいる	817	91.9%
取り組んでいない	59	6.6%
無回答	13	1.5%
合計	889	100.0%

全 889 事業場のうち 817 事業場（構成比 91.9%）から「長時間労働者の時間外労働の削減に取り組んでいる」との回答あり。

上記アのとおり、衛生委員会等において調査審議している事業場の割合は 73.7%（全回答事業場 889 のうち 655 事業場）であるので、衛生委員会の調査審議以外の手法で、各事業場において時間外労働の削減に取り組んでいることが窺われる。

エ 長時間労働者に対する医師による面接指導の実施の有無

実施の有無	回答事業場数	構成比
取り組んでいる	496	55.8%
取り組んでいない	351	39.5%
無回答	42	4.7%
合計	889	100.0%

全 889 事業場のうち 496 事業場（構成比 55.8%）から「長時間労働者に対し医師による面接指導を実施している」との回答あり。

オ 必要な対象労働者に対する保健指導の実施

実施の有無	回答事業場数	構成比
実施している	864	97.2%
実施していない	22	2.5%
無回答	3	0.3%
合計	889	100.0%

健康診断等で異状のあった対象労働者を想定した設問である。なお、設問で「保健指導」の事例として「精密検査の受診指示、日常生活指導等」を示している。

全 889 事業場のうち 864 事業場（構成比 97.2%）から「対象労働者に対し保健指導をしている」との回答あり。

カ 必要な対象労働者に対する就業上の措置の実施

実施の有無	回答事業場数	構成比
実施している	770	86.6%
実施していない	100	11.2%
無回答	19	2.1%
合計	889	100.0%

オと同じく、健康診断等で異状のあった対象労働者を想定した設問である。なお、設問で「就業上の措置」の事例として「勤務の軽減、配置転換等」を示している。

全 889 事業場のうち 864 事業場（構成比 97.2%）から「対象労働者に対し保健指導をしている」との回答あり。

4 職場における受動喫煙防止対策（全面禁煙又は喫煙室等の空間分煙）の推進

ア 受動喫煙防止対策の実施

実施の有無	回答事業場数	構成比
実施している	822	92.5%
実施していない	63	7.1%
無回答	4	0.4%
合計	889	100.0%

全 889 事業場のうち 822 事業場（構成比 92.5%）から「職場における受動喫煙防止対策を実施している」との回答あり。なお、設問で、空間分煙のための「喫煙室等」については具体的な基準は示していない。

労働衛生自主点検票兼 F A X 送付票

提出先 愛媛労働局労働基準部 健康安全課あて (FAXで11月29日までに御回答ください。)

FAX 番号 089 - 935 - 5247 (送付状は不要です。)

事業場名		所在地	
労働者数	名	電話番号	記入者に連絡できる電話番号を御記入ください。 ()

1 労働衛生管理体制

- | | | |
|---|----|-----|
| ア 衛生管理者を選任していますか。 | いる | いない |
| イ 衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「衛生委員会等」という。)を定期に開催していますか。 | いる | いない |

2 メンタルヘルス対策の推進

- | | | |
|---|----|-----|
| ア 職場のメンタルヘルス対策(イ～クのいずれか)に取り組んでいますか。 | いる | いない |
| イ メンタルヘルス対策について衛生委員会等で調査審議していますか。 | いる | いない |
| ウ メンタルヘルスの相談体制が整備されていますか。 | いる | いない |
| エ メンタルヘルス推進担当者を選任していますか。 | いる | いない |
| オ メンタルヘルスに関する教育研修を実施していますか。 | いる | いない |
| カ 心の健康づくり計画(裏面用語解説1参照)を策定していますか。 | いる | いない |
| キ 職場復帰支援プログラムを策定していますか。 | いる | いない |
| ク 上記以外のメンタルヘルス対策を実施していますか。 | いる | いない |
| メンタルヘルス対策の推進を図るため、相談や助言を行うメンタルヘルス対策支援センター(裏面用語解説2参照)の利用御希望がありますか。 | ある | ない |
| 上記の設問で「ある」と回答された事業場にお尋ねします。 | | |
| 同支援センターへ、その旨を連絡することを了解されますか。 | する | しない |

3 過重労働対策の推進

- | | | |
|--|----|-----|
| ア 過重労働対策について衛生委員会等で調査審議していますか。 | いる | いない |
| イ 過去3ヶ月に1週の労働時間が60時間を超えた労働者がいますか。 | いる | いない |
| ウ 恒常的な長時間労働者の実態把握をし、時間外労働の削減に取り組んでいますか。 | いる | いない |
| エ 長時間労働者に対し、医師による面接指導を受けさせていますか。 | いる | いない |
| オ 健康診断等の結果に基づき、必要な者に対して保健指導(精密検査の受診指示、日常生活指導等)を実施していますか。 | いる | いない |
| カ 健康診断等の結果に基づき、必要な者に対して就業上の措置(勤務の軽減、配置転換等)を講じていますか。 | いる | いない |

4 職場における受動喫煙防止対策の推進

- | | | |
|---|----|-----|
| ア 受動喫煙防止対策(全面禁煙又は喫煙室設置等の空間分煙)を実施していますか。 | いる | いない |
| 新たに喫煙室を設置予定の事業場に、その設置に必要な経費の2分の1(上限200万円)を助成する制度(裏面用語解説3参照)があります。 | | |
| 詳細は愛媛労働局健康安全課(:089-935-5204)まで、お気軽にお問い合わせください。 | | |

用語解説

1 心の健康づくり計画

メンタルヘルスケアは、中長期的視野に立ち継続的・計画的に行うこと、事業者が労働者の意見を聴きつつ事業場の実態に則した取組みを行うことが必要です。このため衛生委員会などで十分調査審議を行い、事業者が同ケアを積極的に推進する旨の表明に関する事、事業場における心の健康づくりの体制の整備に関する事、事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関する事などを計画することが必要です。

2 メンタルヘルス対策支援センター

厚生労働省委託事業として、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援まで、職場におけるメンタルヘルス対策についての総合支援窓口として、各都道府県に「メンタルヘルス対策支援センター」が設置されています。御利用は無料です。

愛媛県においては、愛媛産業保健推進連絡事務所内に設置しています。

〒790-0011 松山市千舟町4丁目5番地4 松山千舟454ビル2F

TEL 089-915-1911

FAX 089-915-1922

愛媛産業保健推進連絡事務所のホームページ (<http://ehime-sanpo.jp/>) も併せてご覧ください。

3 受動喫煙防止対策助成金制度

この助成金は、喫煙室以外での喫煙を禁止するために喫煙室を設置等とする取組みに対し助成することにより、事業場における受動喫煙防止対策を推進することを目的としています。

助成要件として、以下のすべてを満たすことが必要です。

労働者災害補償保険の適用事業主であること。

中小企業事業主であること。

・卸売業については、その常時雇用する労働者が100人以下又はその資本金の規模が1億円以下であること。

・小売業については、その常時雇用する労働者が500人以下又はその資本金の規模が5000万円以下であること。

・サービス業については、その常時雇用する労働者が100人以下又はその資本金の規模が5000万円以下であること。

・上記に該当しない業種については、その常時雇用する労働者が300人以下又はその資本金の規模が3億円以下であること。

専用の喫煙室を設置する事業主であること。

喫煙室等の設置計画を作成し、愛媛労働局長の認定を受けること。

喫煙室に向かう空気の流れは、風速毎秒0.2m以上などの要件を満たすこと。

性能・実施状況を明らかにする書類を整備していること。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「受動喫煙防止対策に関する各種支援事業」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/index.html#01>)

を御参照ください。

平成25年度労働衛生自主点検結果（愛媛県）

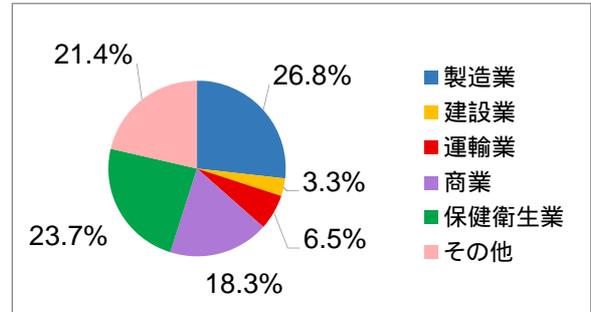
実施時期平成25年10月～11月

対象事業場	1252
回答事業場	889
回収率	71.0%

愛媛県内の50人以上規模の事業場を対象に労働衛生自主点検票を郵送し、FAXにより回答を得た。

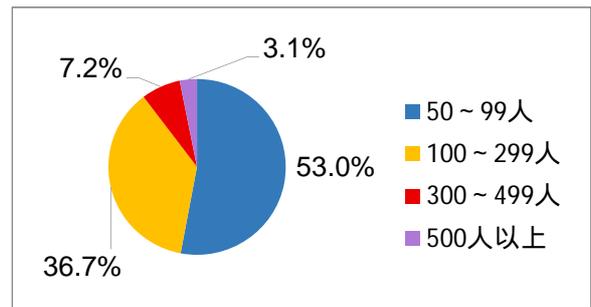
回答事業場の業種別内訳

	事業場数	構成比
(1) 製造業	238	26.8%
(2) 建設業	29	3.3%
(3) 運輸業	58	6.5%
(4) 商業	163	18.3%
(5) 保健衛生業	211	23.7%
(6) その他	190	21.4%
計	889	100.0%



回答事業場の規模別内訳

	事業場数	構成比
(1) 50～99人	471	53.0%
(2) 100～299人	326	36.7%
(3) 300～499人	64	7.2%
(4) 500人以上	28	3.1%
計	889	100.0%

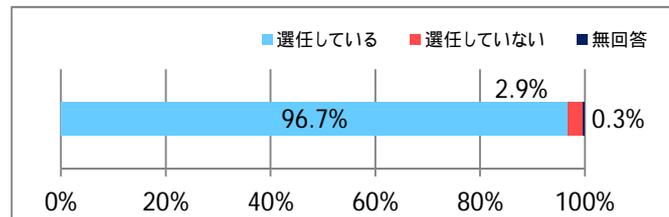


問1 労働衛生管理体制

ア 衛生管理者の選任

	事業場数	構成比
選任している	860	96.7%
選任していない	26	2.9%
無回答	3	0.3%

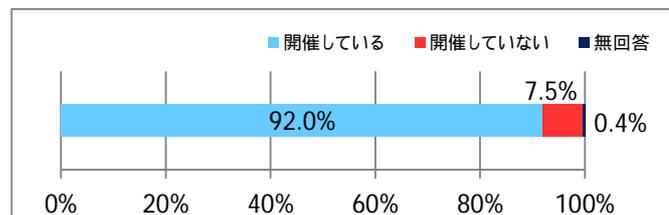
事業場計 = 100.0



イ 衛生委員会等の定期的開催

	事業場数	構成比
開催している	818	92.0%
開催していない	67	7.5%
無回答	4	0.4%

事業場計 = 100.0

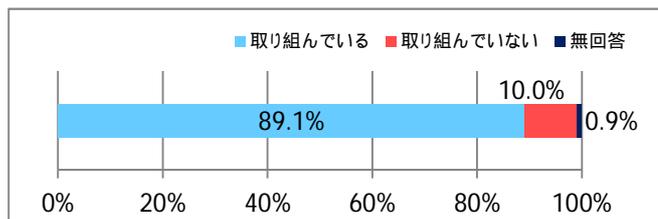


問2 メンタルヘルス対策の推進

ア メンタルヘルス対策の取組

	事業場数	構成比
取り組んでいる	792	89.1%
取り組んでいない	89	10.0%
無回答	8	0.9%

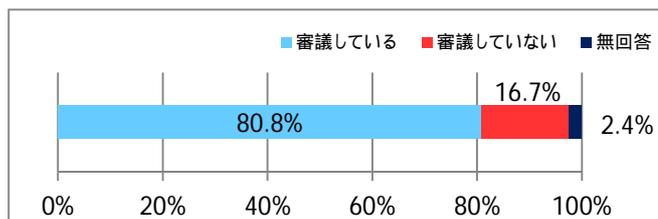
事業場計 = 100.0



イ メンタルヘルス対策の衛生委員会等での調査審議

	事業場数	構成比
審議している	661	80.8%
審議していない	137	16.7%
無回答	20	2.4%

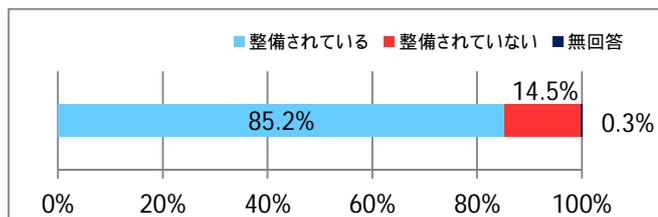
衛生委員会を定期的に開催している
事業場(92.0%) = 100.0



ウ メンタルヘルス対策の相談体制の整備

	事業場数	構成比
整備されている	675	85.2%
整備されていない	115	14.5%
無回答	2	0.3%

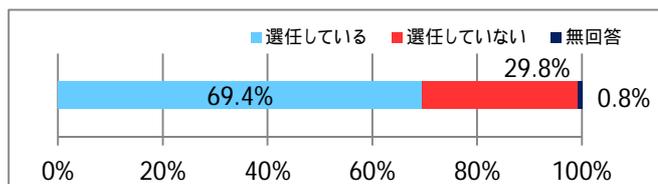
メンタルヘルス対策に取り組んでいる
事業場(89.1%) = 100.0



エ メンタルヘルス推進担当者の選任

	事業場数	構成比
選任している	550	69.4%
選任していない	236	29.8%
無回答	6	0.8%

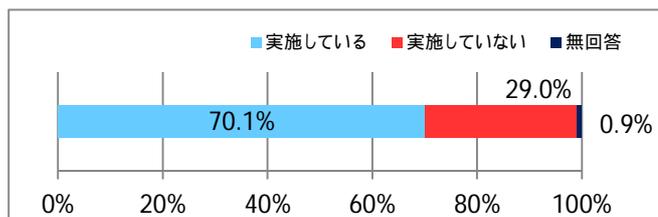
メンタルヘルス対策に取り組んでいる
事業場(89.1%) = 100.0



オ メンタルヘルスに関する教育研修の実施

	事業場数	構成比
実施している	555	70.1%
実施していない	230	29.0%
無回答	7	0.9%

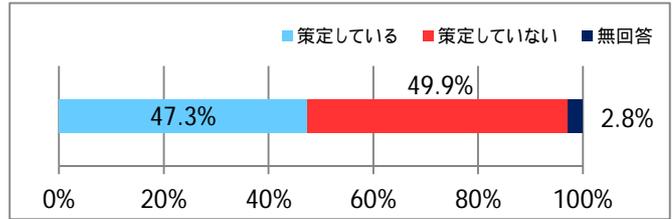
メンタルヘルス対策に取り組んでいる
事業場(89.1%) = 100.0



カ 「心の健康づくり計画」の策定

	事業場数	構成比
策定している	375	47.3%
策定していない	395	49.9%
無回答	22	2.8%

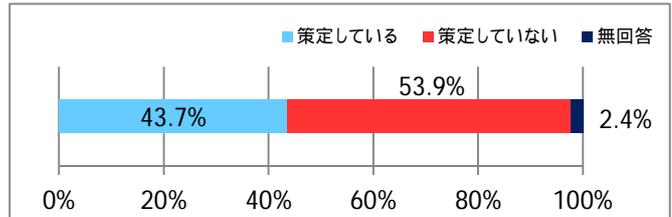
メンタルヘルス対策に取り組んでいる
事業場(89.1%) = 100.0



キ 職場復帰支援プログラムの策定

	事業場数	構成比
策定している	346	43.7%
策定していない	427	53.9%
無回答	19	2.4%

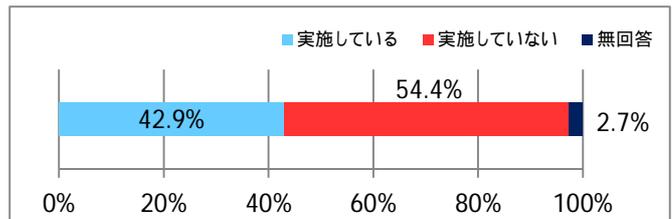
メンタルヘルス対策に取り組んでいる
事業場(89.1%) = 100.0



ク イ〜キ以外のメンタルヘルス対策の実施

	事業場数	構成比
実施している	340	42.9%
実施していない	431	54.4%
無回答	21	2.7%

メンタルヘルス対策に取り組んでいる
事業場(89.1%) = 100.0

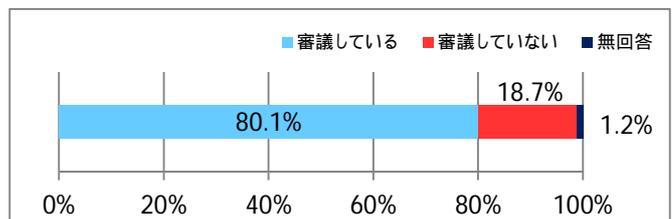


問3 過重労働対策の推進

ア 過重労働対策の衛生委員会等での調査審議

	事業場数	構成比
審議している	655	80.1%
審議していない	153	18.7%
無回答	10	1.2%

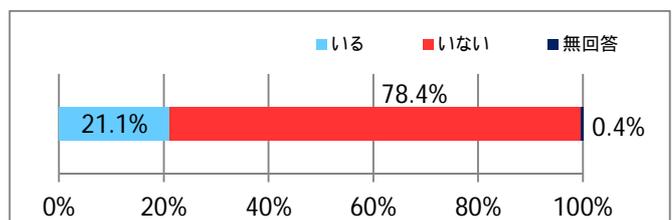
衛生委員会を定期的開催している
事業場(92.0%) = 100.0



イ 1週の労働時間が60時間を超える労働者の有無

	事業場数	構成比
いる	188	21.1%
いない	697	78.4%
無回答	4	0.4%

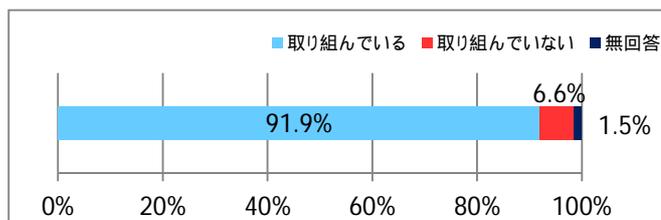
事業場計 = 100.0



ウ 長時間労働者の時間外労働の削減の取組

	事業場数	構成比
取り組んでいる	817	91.9%
取り組んでいない	59	6.6%
無回答	13	1.5%

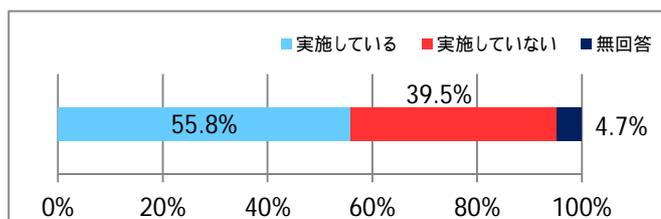
事業場計 = 100.0



エ 長時間労働者に対する医師による面接指導の実施

	事業場数	構成比
実施している	496	55.8%
実施していない	351	39.5%
無回答	42	4.7%

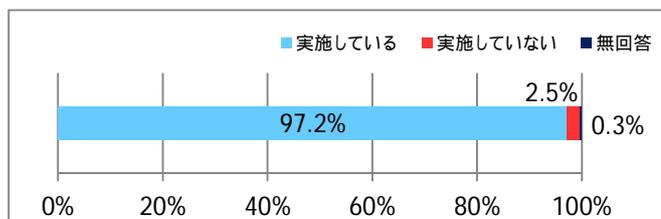
事業場計 = 100.0



オ 必要な対象労働者への保健指導(精密検査の受診指示、日常生活指導)の実施

	事業場数	構成比
実施している	864	97.2%
実施していない	22	2.5%
無回答	3	0.3%

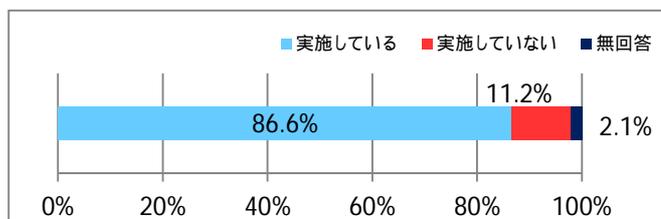
事業場計 = 100.0



カ 必要な対象労働者への就業上の措置(勤務の軽減、配置転換等)の実施

	事業場数	構成比
実施している	770	86.6%
実施していない	100	11.2%
無回答	19	2.1%

事業場計 = 100.0



問4 職場における受動喫煙防止対策の推進

ア 受動喫煙防止対策(全面禁煙または喫煙室等の空間分煙)の実施

	事業場数	構成比
実施している	822	92.5%
実施していない	63	7.1%
無回答	4	0.4%

事業場計 = 100.0

